

6月の安全運転のポイント 平成20年6月号

平成20年6月1日に改正道路交通法が施行され、運転席や助手席だけでなく後部座席についてもシートベルトの着用が義務化されました。そこで、今回はシートベルトについて考えてみることにしましょう。

非着用死者の構成率は後部座席が高い

警察庁と社団法人日本自動車連盟 (JAF) が平成19年10月に合同で実施したシートベルト着用率の調査結果では、座席位置により次のような結果がでています。

一般道路では、

運転者が95.0% 助手席が86.3% 後部座席は8.8%

高速道路等では、

運転者が98.5% 助手席が93.5% 後部座席は13.5%

このように後部座席はきわめて低い着用率にとどまっています。

一方、警察庁のまとめた平成19年中の交通死亡事故統計のなかで、シートベルト着用有無別の死者数を座席位置別にみると、運転席での非着用の死者数の構成率は46.7% 助手席では39.7%であるのに対して、後部座席では84%と非常に高く、後部座席での死者のうちの8割以上はシートベルト非着用であったことを示しています(図1)。後部座席のシートベルトの着用率の低さが如実に反映されているといつてよいでしょう。

実際、シートベルトを着用していないと、衝突の際の衝撃によって後部座席の同乗者が窓ガラスを突き破って車外に放出されたり、あるいは前席の乗員を押しつぶしてしまうという危険があります。後部座席でのシートベルト着用は、後部座席の同乗者自身の命を守るうえで大切なことはいふまでもありませんが、前席の乗員の命を守るうえでも非常に大切なことなのです。このことをしっかりと認識しておきましょう。

シートベルト着用の致死率は、非着用の10分の1と低い

平成19年における、シートベルト着用有無別の致死率(自動車乗車中の死傷者数に対する死者数の比率)をみると、死傷者100人当たりで、シートベルト非着用の場合は死者数が1.53人に対して、シートベルト着用の場合は死者数が0.16人となっており(図2)、シートベルト着用の場合は非着用の場合に比べて、致死率が10分の1と低くなっています。まさに、シートベルトは「命綱」であることがよくわかります。

図1 シートベルト着用有無別・座席位置別死者数の構成率

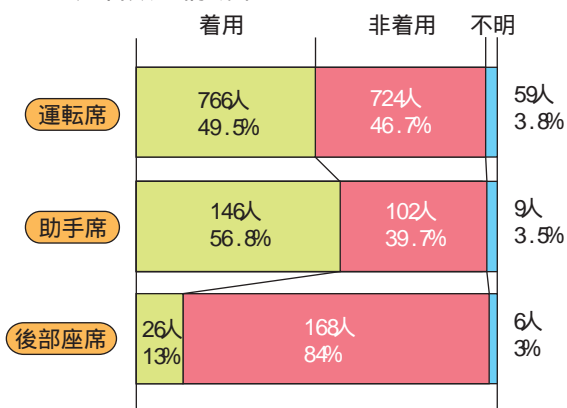
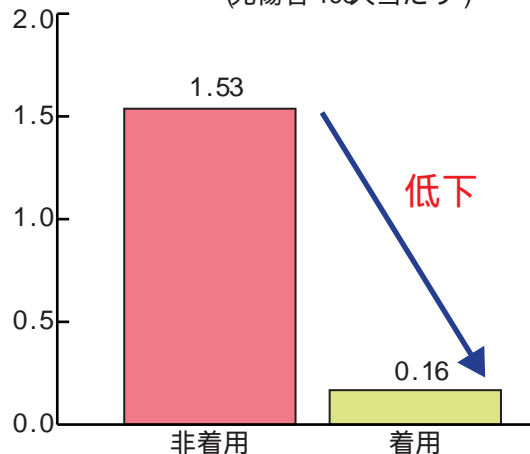


図2 シートベルト着用有無別の致死率(死傷者100人当たり)





シートベルト非着用に対する行政処分

運転者あるいは助手席同乗者のシートベルト非着用に対しては、従来通り、すべての道路において運転者に違反点数1点が付けられます。

後部座席については、高速自動車国道および自動車専用道路における非着用に対して、違反点数1点が運転者に付けられます。したがって、それ以外の道路では行政処分の対象とはなりません。乗員全員の安全を確保するという立場にたって、車に乗ったら、高速道路、一般道路に限らず、運転者や助手席同乗者、後部座席同乗者の全員が必ずシートベルトを着用するという徹底をしましょう。



シートベルトの正しい着用方法

シートベルトは、正しく着用する必要があります。その方法は次のとおりです。

- ・シートの背は倒さず、シートに深く腰掛ける。
- ・腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかり締める。
- ・肩ベルトは、首にかからないようにする。
- ・バックルの金具は確実に差し込み、ベルトが外れないようにする。
- ・ベルトがたるんでいたり、ねじれていたりすると危険な状態になりますから注意しましょう。

また、幼児(6歳未満)を乗車させるときは、幼児の発育の程度に応じたチャイルドシートを使用する必要があります。

- ・療養上又は健康保持上シートベルトをすることが適当でない場合などは、着用を免除される場合もあります。



平成20年6月1日に施行された、その他の主な事項

自転車の歩道通行と乗車用ヘルメットの着用

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人などが普通自転車を運転しているときは、歩道を通行することができます。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りではありません。

また、13歳未満の子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや子どもを同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める必要があります。

高齢者や聴覚障害者等の運転する車の標識表示の義務化

75歳以上の高齢者が車を運転するときは「高齢運転者標識(もみじマーク)」を、聴覚障害者の場合には「聴覚障害者標識」を自動車の前面及び後面に付けなければなりません。これらに違反すると、違反点数1点が付けられるとともに、反則金も科せられます(普通車の場合は4,000円)。

なお、70歳以上75歳未満の方については、高齢運転者標識を表示するよう努める必要があります。

「ご相談・お申込先」